

# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

## 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

### ● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方  
(全額停止の方を除く)
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③ 児童扶養手当の認定要件に該当するひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方** (裏面参照)

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

### ● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

## 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

### ● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

### ● 給付額

1世帯5万円

# 給付金の支給手続き

## ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です。
- ▶ **8月31日（月）**に、児童扶養手当振込口座に支給予定です。

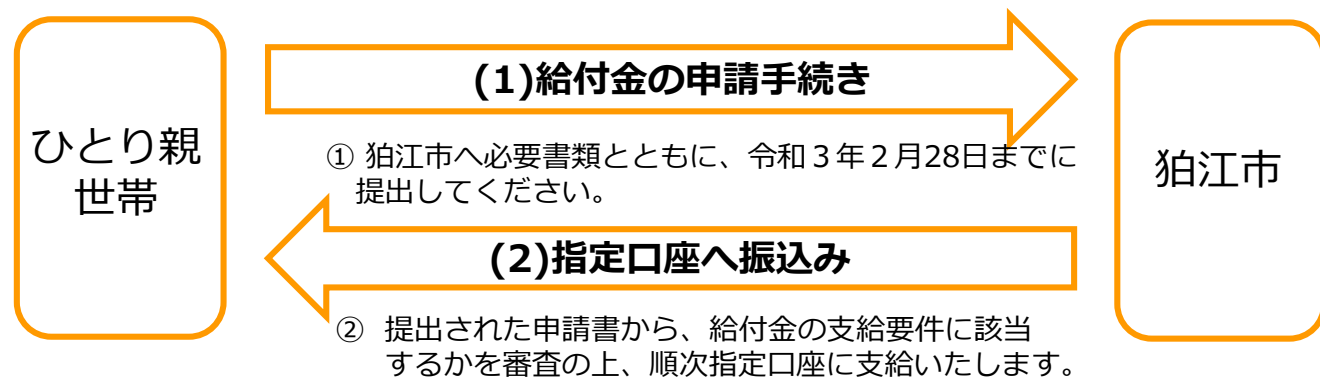
※ 給付金の受取りを辞退される方は、市ホームページから『狛江市ひとり親世帯緊急対策応援給付金受給辞退の届出書』をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和2年8月14日（金）までに下記担当課まで郵送してください。



- ▶ **追加給付は同封の申請書の提出が必要です。**
- ▶ 8月の現況届提出時などにあわせて、提出してください。審査の上、順次支給いたします。

## それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付、追加給付（1. ②に該当する方のみ）ともに同封の申請書の提出が必要です。**必要書類を添付の上、令和3年2月28日までに提出してください。
- ▶ 申請内容を審査の上、給付金の支給要件に該当する方には順次指定口座に支給いたします。



## 児童扶養手当収入基準額

扶養親族等人数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人以上	1人につき475,000円加算	1人につき475,000円加算

## お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 狛江市子ども家庭部子ども政策課手当助成係  
電話03-3430-1111（内線2313、2314）（受付時間 平日8:30～17:00）